

2017/6/8

日本生活協同組合連合会 井之上 仁

## 第40回消費者委員会食品表示部会 コメント

今回、消費者庁から変更点が出されているが、この間の原料原産地表示制度改正案からなんら変わっておらず、いまだ全体の議論は足りていないと考える。その上で、以下、意見を述べさせていただく。

### 1. パブリックコメントにおける意見の開示をしてもらいたい。

消費者庁におかれては、短期間の中で4526通（のべ8715件）もの意見を取りまとめられたことに感謝申し上げます。しかし、意見の集約については抽出・ソートの仕方も含めて消費者庁で整理されたものであり、透明性を高めるためにも、意見の公開を要請する。

### 2. 消費者庁にはパブリックコメントにおける意見（懸念部分）に返答してもらいたい。ここには例外表示・誤認防止策など種々についての「懸念」が出されており、次回以降の議論の資料として活用すべき。

3 月末より約 1 月かけて実施された「意見募集」には、この間の食品表示にかかわる「意見募集」の中でも、特に多くの数が寄せられたものであり、この「案件」がいかに国民の「関心の高い事項」であるかがわかる。

一方で、この「寄せられた意見」には消費者・事業者の非常に多くの「懸念事項」が含まれている。ここには消費者の「見づらさ」や「誤認」といった具体的な意見や、表示を順守するため生産活動を「休止しないといけないのか」といった切実なものも寄せられている。

※「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。この回答では消費者委員会で議論する意味がなくなる。

なお、消費者委員会ではこの「改正府令（案）」に対する種々の「懸念」が払拭されたのかについて審議するとされたところであり、消費者庁にはパブリックコメントにおける意見「懸念部分」について真摯に返答していただきたい。当然、この中で、重要だと思われるものについてはこれからの審議の中で意見していきたい。

※「懸念を払拭できる案や方策があるのか」「それとも懸念を残したまま制度施行するのか」

#### ■パブリックコメントにおける「消費者」の懸念 ⇒「わかりにくさ・見づらさ」「価格上昇」「誤認」

1) 求めるものからの乖離（菓子の糖類「製造地表示」など） 2) 商品価格転嫁 3) 意図的に情報を隠されてしまう可能性（避けたい産地） 4) 安全性に関わる表示の視認性低下 5) 制度低下（極論を言えば国産か輸入かの区別しかできなくなる） 7) 一括表示欄の文字数増加（見にくさ） 8) 国内製造を国内産と誤認 9) 結局どこの原産地か不明 10) 疑問を膨らませ不安を煽る 11) 制度への信頼低下や不安増長

■パブリックコメントにおける「事業者」の懸念 ⇒ 「コスト負担（包材・原料・管理）」「生産活動への影響」  
1) 頻繁な包材の切り替えに伴うコスト 2) 原料産地の急変（表示と齟齬）による生産活動休止 3) 商品価格の値上げ 4) 自由な原料調達活動阻害（価格、供給量、品質低下等） 5) 表示管理、ミスによる食品ロス 6) 産地偽装の誘発 7) 特定の原材料への集中（品薄、価格上昇） 8) 国産原料使用への戻込み 9) 表示方法があまりに複雑（理解・周知） 10) 輸入原料中心（国産離れ） 11) 戻し品を入れている商品の表示（産地の分からないもの）

### **3.監視体制については、実際に監視指導する、農政局や地方自治体と調整したのか。**

資料 2 13 P 監視体制

食品工場に対する巡回立ち入り調査の例において、無通告で立ち入り調査とある。非常に簡単に書かれているが、実際に監視指導する、農政局や地方自治体はこのことについて了承しているのか（どのような意見が上がっているのか）。

資料 2 15 P ここにある指示の事例含め指導件数は無通知によるものなのか？ 内部告発が発端となったものはどのくらいあるのか。今の制度でも監視は相当難しいものではないのか。

### **4.経過措置期間については少なくとも施行後 5 年の猶予は必要。原料原産地表示制度にかかる経過措置期間はその他の検討事項（遺伝子組換え・食品添加物）とあわせて設定してもらいたい。**

一般用食品の原料となる業務用缶詰（一般的な賞味期間は 3 年）、生鮮食品と異なり、加工食品の流通においては、流通業者の伝票等へ原料原産地名の記載を徹底することは困難であり、末端までの確実な情報伝達手段は事実上、容器包装。（たとえば製造 2017/6⇒2020/5）

さらに多数の製品の使用実績調査・集計、システム整備、包材の改版等の期間も加味すると（2 年は必要）、経過措置期間については少なくとも施行後 5 年は必要。

一方で、現在、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」がこの 4 月に開催、来年には「食品添加物表示」にかかわる検討会が開催される。食品関連事業者においては個別事項で「表示内容の変更」が決まるたびごとに改版を迫られることになる。

### **5.「食品表示法」における普及啓発の費用対効果のレビューをした上で、「原料原産地」にかかわる対応をしてもらいたい。**

資料 2 8 P 消費者への普及啓発

資料作成としてパンフレットやリーフレットの作成や CM、新聞雑誌等の広告が予定されている。「食品表示法」施行時においてもパンフレットやリーフレットなどの政府広報物などの発行がなされているが、1) どのくらいの費用を投じて、どれだけの実行度合いがあったのか、効果のレビューをしてもらいたい。その上で、「原料原産地表示」にかかわる普及啓発について費用対効果を十分に考慮した上で対応していただきたい。

以上

## 参考) 意見募集の結果 (日本生協連抜粋)

| 総論 (主な意見の概要)  | 消費者庁 (意見に対する考え方)  |
|---|---|
| <p>1 P 改正案に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内加工された食品が国産原材料使用と消費者に誤認を与えかねない。</li> <li>・遺伝子組換えかどうか分かりやすくなるため。</li> <li>・表示の正確さはその製品の信用に結びつくため。</li> <li>・今後、安全のための一層の改正を望むため。</li> <li>・関心のない人は見ないだけであり、食品添加物の問題でも同じ。</li> </ul>   | <p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>                                     |
| <p>2 P 改正案に反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際基準との整合性を図る必要があり義務化は適切でない。</li> <li>・包装の頻繁な変更など食品事業者にも多大な負担を強いるにもかかわらず、消費者にとっても分かり難いものとなり、効果が少ない。</li> </ul>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>  |
| <p>2 P 改正案に反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現実の表示レベルが後退し、混乱する</li> <li>・実際の原料原産地と必ずしも同じであるとは限らず、消費者の誤認を招く</li> <li>・極論を言えば国産か輸入かの区別しかできないものであり、これは消費者が求めている産地の情報だとは思えないため。</li> </ul>  | <p>今まで対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとって、メリットが大きいと考えています。</p> |
| <p>3 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な改正案には反対</li> <li>・食品表示の機能が果たせなくなってしまうことが危惧される</li> <li>・頻繁な包材の切り替えに伴う包材の無駄や、表示ミスによる食品ロスがかなり発生すると懸念される</li> <li>・利用している消費者がどの程度いるか不明であり、メーカー側の負担増が商品価格に転嫁される可能性がある。</li> </ul>   | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>  |
| <p>4 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コストをかけるだけのメリットがあるのかが不明であり、逆に意図的に情報を隠そうとする可能性がある。</li> <li>・食品関連事業者が国産原料使用へ戻込みする可能性があること危惧している。</li> <li>・消費者にとって更に分かりにくくなる。</li> <li>・消費者へ同じ製品でありながら、相当の値上げをしないと同じように販売できないことを、改正案の普及と同じだけの時間と労力をかけて伝えて、再度この表示が必要かどうかの是非を確認してもらいたい。</li> </ul> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>  |
| <p>4 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー表示など安全性に関わる表示がより見づらくなってしまうことが懸念される。</li> </ul>  | <p>今後、Q &amp; A 等を作成する際の参考とさせていただきます。</p>                                 |
| <p>6 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造者の負担が大きくなり、産地偽装を誘発してしまう。メリットとデメリットを天秤にかけると、デメリットの方が大きい。</li> </ul>   | <p>普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>                        |

|   |  |
|---|--|
| <p>・資料を何度も読んで勉強し、学習会も行ったが、表示方法があまりに複雑でよく分からない。</p>  |  |
| <p>6 P<br/>外国産か国産がよく分からない表示が付き、文字数が増えて老眼には、不親切な表示になる。国民のほとんどが理解していないことを、拙速に決める必要はない。</p>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |
| <p>7 P<br/>・原産国の風評によっては、当該国産の原料を使用している製品において不当な価値の低下を招く可能性がある。<br/>・使用原材料が特定の原産国に集中したり、逆に避けたりすることが発生する可能性があり、そのため特定の原材料が品薄になったり、価格が上昇したりすることが懸念される。<br/>・品質維持のために、配合比率を変えており、原料原産地及び順位がその都度変わる。表示順位の変動を抑えるために、原産国割合を優先させると品質の低下を招き消費者の不利益となる。</p> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |
| <p>8 P<br/>・原料の品質ではなく、表示に合わせて仕入れをすることになるのではないかと。<br/>・魚肉すり身に使用する魚が天然魚である場合、漁獲が一律ではなく不安定、複数種のすり身を混合して使用しており、表現を合わせる事は困難。<br/>・きっかけが「TPP 対策」、その時点で国産への誘導の意図が明らか。そのような意図をもって表示制度を規定すること自体が既に国際ルール違反である。</p>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |
| <p>8 P<br/>・契約していた産地の原料を調達できなかった場合、原料仕入れ先が産地偽装に走る危険性が高まる。</p>   | <p>震災、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えらる。</p>                          |
| <p>9 P<br/>・改正案は複雑で、文字も増え、表示箇所も複数箇所になる。<br/>・事業者が表示方法を選択するため、同じ商品群で表示方法が異なり、表示を比較することで品質を確認することが困難。</p>   | <p>消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成。</p>   |
| <p>9 P<br/>・表示欄の文字数の増加は、表示の見にくさにつながる。<br/>・産地の変更の都度、包材の表示変更が生じ、大変な労力を要する。</p>   | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |
| <p>10 P<br/>・菓子などにおいて糖類の製造地表示が必要となることになるが、消費者が求めている原産地表示とはかなりかけ離れたものになる。<br/>・加工度の高い原材料の製造地の情報は、消費者にとって必要な表示とは考えにくい。</p>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |
| <p>10 P<br/>・原料原産地表示の義務化によって、一括表示内の記載事項が非常に分か</p>   | <p>Q &amp; A 等を作成する際の参考とさせていただきます。</p>                                   |

|   |  |
|---|--|
| <p>りづらくなり、消費者にとっては、安全情報が知りたいのに一読しただけでは判別しづらい表示となる。</p>  |  |
| <p>1 0 P<br/>・原料が意図せず余った場合、当該商品の表示と合わなくても、一定割合以下なら使用可能としてほしい。</p>   | <p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p>  |
| <p>1 1 P<br/>・原産地を気にする消費者が、価格差を気にせず購入しているのかについては疑問がある。</p>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成します。</p>                                     |
| <p>1 3 P<br/>・固有記号制度と同じくまずは「応答義務」を課すことからスタートしてはどうか。一定期間観察後、きちんとしたレビューをし、表示を義務化するかしないか判断してもよいのではないか。</p>   | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成します。</p> <p><b>(提案事項)</b></p>                |
| <p>1 3 P<br/>状況に応じて休売を考える心配もある。</p>   | <p>今回の改正案は、国別重量順表示以外にも、可能性表示や大括り表示などの例外表示も一定の条件下で認められることになり、事業者の実行可能性を踏まえて検討したものです。</p>  |
| <p>1 3 P<br/>・産地の表示に縛られて、消費者のためを考えての（価格、供給量等）自由な活動を阻害することにつながる。<br/>・ラベル表示を義務付けることによって、メーカーは柔軟な原料調達を阻害される。</p>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> <p>適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に努めることとしています。</p> |
| <p>1 4 P<br/>複雑な表示方法が、消費者の意向に沿っているか考慮すべき。</p>   | <p>今まで対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとって、メリットが大きいと考えています。</p> <p>普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>             |
| <p>1 4 P<br/>・施行前に十分な検証を行い、もしも消費者が必要とする情報ではない、又は有益なものとはならないのならば、全ての加工食品に一律に義務付けるという前提を改め、より消費者にとって有益な表示制度に抜本的に見直すべき。<br/>・食品の選択肢減少、事業者消費者双方のコスト増、それらが最小限にとどめられるよう配慮してほしい。</p> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> <p><b>(提案事項)</b></p>  |

|   |  |
|---|--|
| 14P<br>食品表示に関する新制度の項目が段階的に毎年追加決定されている印象。  | 経過措置期間については、慎重に検討してまいります。  |
| 15P<br>・義務化ではなく、本内容をガイドラインとして事業者の表示を促しつつ問題点を修正した上で、必要なら義務化という順序を踏むべき。<br>・どの程度の経済的、人的な負担を強いられるのかアセスメントを行った上での施行してほしい。 | 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。<br><br><b>(提案事項)</b> |
| 16P<br>・本制度が理解できるものなのか、消費者の選択に本当に資するのか、コストをかけ、税金をかけて実施すべきと理解できるものなのか確認してほしい。  | 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。                      |

| 義務表示の対象  |   |
|--|---|
| 18P<br>表示対象が「原材料で一番多く含まれているもの」と定められているため消費者の求めている情報とずれがある。   | 今後の課題とさせていただきます。  |
| 19P<br>重量割合上位1位ではなく主たる生鮮原材料について原産地表示すべき。<br>(理由) 消費者の知りたい情報は商品の主たる原材料であるため。  | 今後の課題とさせていただきます。<br><br><b>(提案事項)</b>                             |
| 19P<br>消費者への過剰な情報提供及び製造者の表示変更に伴う作業負担やコストアップにつながるデメリットを考慮し、表示対象を再考してほしい。  | 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。 |
| 20P<br>・製品に占める重量割合上位1位の原材料を義務表示の対象とすれば、消費者が本当に知りたい原料原産地が表示されない可能性がある。<br>(例示) おつまみの「いかフライ」等は重量割合上位1位は衣の「小麦」だが、消費者が知りたい情報は、「いか」の原料原産地。<br>・商品の主役となる原材料の産地が知りたいのであって、重量割合上位1位の産地を知りたいわけではない。<br>・重量割合上位1位の原材料が対象だが、飲料の果糖ぶどう糖の原産地なんて知りたい情報ではない。 | 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。 |
| 20P<br>一律に原料原産地表示の義務を課すことは、消費者・事業者双方にとってメリットはない。   | 今まで対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとって、メリットが大きい。       |
| 21P<br>原料原産地表示の趣旨から、加工食品の原材料のうち、農畜水産物の中で一番多い原材料の原産地表示を行うことが消費者利益に資する。  | 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。 |

|   | (提案事項)   |
|---|--|
| <p>2 1 P</p> <p>・小麦粉は加工度が高く、品質（グルテン蛋白の質と量、二次加工適性）とその安定性が最も重要な商品であり、その品質は原料原産地で決まるものではない。</p> <p>・調味料や果糖ブドウ糖液糖などの表示は意味がない。原料原産地表示の対象品目をきちんと整理すべき。</p> <p>・原材料を冠表示に使用している食品、生鮮食品の割合が多い食品対象とすべき。</p> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>   |
| <p>2 2 P</p> <p>表示変更などに係るコスト負担を強いてまで、原料原産地表示を義務付けることが、消費者にとって本当に有益なのか否か、疑問。</p>   | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>   |
| <p>2 5 P</p> <p>長期間貯蔵している酒類については、原料原産地の情報伝達の対象外としてほしい。（理由）長期貯蔵酒類は、帳簿等の保存期間を既に経過し、原料原産地を特定することが不可能。</p>  | <p>食品表示基準の改正前に製造場に現存する酒類で、重量割合上位 1 位の原材料の原料原産地名が不明な場合は、原料原産地名の表示は不要です。</p> |
| <p>2 9 P</p> <p>原料原産地表示を担保するために原材料の確保や管理にコストが膨らみ、販売価格の上昇につながるのではと危惧するため。</p> <p>また、産地の縛りから品質のよい原材料が使えないという可能性も考えられる。</p>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>   |
| <p>2 9 P</p> <p>わかめ 20g、添付ドレッシング調味料 20g の場合、わかめ（中国）、添付ドレッシング調味料（国内製造）になるかと思うが、添付ドレッシング調味料自体の原料が大豆（中国）になっていた場合、添付ドレッシング原料の全てが国内産だと誤認するのではないか。</p>  | <p>消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>                    |
| <p>3 0 P</p> <p>・原料事情のため、1 日違う産地の原料を使用する場合には、その都度表示変更をしなくてはならないか。</p> <p>・取引先が違うため、交互に「国産」「外国産」を使用する場合には、その都度表示変更をしなくてはならないか。</p> <p>・原料の産地を急に変更する必要性が生じた際は、どのような対応を行えばよいか。</p>                   | <p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p>  |
| <p>3 1 P</p> <p>・使用する原料の原産地対象国がたくさんあり過ぎる場合や、限定が難しい場合は、豚肉（原産国非限定）といった簡易な表現が使えるような自由度を持たせるべき。</p> <p>・ウイナーソーセージの豚肉表示については、処理から出る連産肉も含まれ</p>   | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| る。この場合、豚肉だけ調べるのではなく、副産物も調べる必要があり、同じシリーズでも内容表示が変わってくるため。 |  |
|---|--|

| 表示方法  |   |
|---|---|
| 表示面積が限られている中で、表示に文字が多くなると、消費者は、かえって表示を見なくなる。  | 消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。                  |
| 3 2 P<br>リワーク品を入れている商品の表示が難しくなってくる。リワーク品については原料肉を調べても、実績としては出てこない。  | 表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。  |
| 3 2 P<br>これだけ生活にインターネットが普及しているにもかかわらず、情報提供を商品表示のみにするメリットが全く感じられない。同様な産地伝達の例として、先の米トレーサビリティ法は持続可能な制度として資材負担の軽減がなされている。 | 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。 |

| 可能性表示  |  |
|--|--|
| 3 4 P<br>「原産地」、「原料原産地」、「中間加工原材料の製造地」、「原産国」という、一般的には「同義」と受け取られる可能性のある言葉が、個別の意味を持って使用されている。また、表記においても、「」と「又は」は区別されているが、消費者が手に取った商品の表示から情報を得ようとする際のルールとしては複雑すぎる | 国別重量順表示は「、」でつなぐ方法で表示しています。<br>可能性表示は、実績順等である旨の注意書きを付記した上で、使用する可能性のある産地を「又は」でつないで表示することとなります。 |
| 3 5 P<br>・可能性表示では、実際に自分が購入したいものが、本当はどこかの産地なのか特定できない。<br>・いくら過去の実績を書いても、手元の商品と違うことがあるのであれば、全く意味がなく、かえって情報が余計に分かりにくくなり混乱する。                                    | 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。                            |
| 3 6 P<br>可能性表示の場合のただし書を任意とし、情報が提供できる「お問合せ先」表示があれば可とすべき。  | 可能性表示を行う場合は、必ず注意書きを表示する必要があります。<br><b>(提案事項)</b>   |
| 3 6 P<br>「国産又は●●国（5%未満）」と表示された食品で、「●●国産100%」である可能性もあることを、一体どれだけの人が理解できるだろうか。国産が大半と思って購入した人にとって、大きな裏切りとならないか。   | 消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。   |
| 3 6 P<br>A国とB国を原料とし、可能性表示をしている時、一時的にC国を用いざるを得ない場合、どのような表示が適切か。   | C国を使用することとなった時点で、C国を含めた表示をする必要があります。   |
| 3 6 P  | A国のラベルに補足事項としてB国の使用可能性表示   |

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>対象原材料の産地が現状及び過去 3 年以内及び使用計画 1 年の期間では A 国の 1 か国のみであるが、原料調達事情によっては将来的に B 国の使用の可能性がある。この場合、現状のラベルでは A 国のみ表記となるが、今後 B 国の使用が発生した場合に備え、現状の A 国表示のラベルに補足事項として B 国使用の可能性を表示しておくことは可能か。</p> | <p>をすることはできません。。</p> |
|---|----------------------|

| 大括り表示  |   |
|--|---|
| <p>3 7 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「輸入」かどうかだけでなく、どの国からの輸入か知りたい。</li> <li>・大括り表示について、再検討すべき。大括り表示は、原産地を特定していないため。</li> </ul>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>                            |
| <p>3 7 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大括り表示の適用範囲を広げてほしい。</li> </ul> <p>理由：輸入原料で普段は A 国から入手しているが、不作などにより A 国以外からの入手が突発的に発生する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重量割合上位 1 位の原材料産地が 1 か国又は 2 か国であっても、「輸入」と表示できるようにしてほしい。</li> </ul> | <p>大括り表示は、3 以上の外国の産地表示に関して、表示しようとする時を含む 1 年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り認められる表示です。</p> |

| 可能性表示及び大括り表示   |   |
|--|---|
| <p>4 0 P</p> <p>可能性表示や大括り表示は意味がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字数の増加につながり、表示が見にくくなる。</li> <li>・原産地を急きょ変更する場合、場合によっては包材若しくは原材料の廃棄にもつながりかねない。また、その結果はおのずと価格の上昇に向かうことになる。</li> <li>・結局どこの原産地か全く分からない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能性表示が付された商品には、「A 国」又は「B 国」のみの原料が使用されており、「A 国」と「B 国」以外の国の原料は使用されませんので、どこの産地のものかの特定がおおむね可能。</li> <li>・大括り表示が付された商品には、3 以上の外国の産地のものが使用されており、その多いものの順番を特定することができないということが分かります。</li> <li>・可能性 + 大括り表示が付された商品は、過去の使用実績等からみて多い方が先に表示されます。</li> <li>・今まで原料原産地表示の対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとっては合理的に商品を選択できることとなり、メリットが大きいと考えます。</li> </ul> |
| <p>4 0 P</p> <p>「可能性表示」及び「大括り表示」を認めるために、消費者の疑問が解消されないばかりか、むしろ疑問を膨らませ不安を煽る可能性もある。</p>   | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>  |
| <p>4 1 P</p> <p>「乳由来原料」のような、天候不順の影響を受けやすく国内産が安定供給で</p>   | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正</p>   |

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>きない原材料は、世界各国の原料をそのときの供給事情に合わせて確保している。「国産」という原産地表示をするリスクが高くなるため、大括り表示で「輸入」と表示することを優先させ、輸入原料中心に購入することも検討せざるを得ないため、本制度を施行することで逆に「国産離れ」の動きになりかねない。</p> | <p>案を作成・提示しています。</p> |
|---|----------------------|

| 使用実績・使用計画   |   |
|---|---|
| <p>4 2 P<br/>今回の改正案は全ての原材料が想定どおり、安定的に供給される前提でしか作られていない。生鮮原料については、計画どおり安定供給などということは、昨今の異常気象などを考えると非常に難しく困難であることを理解すべき。</p>   | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>                      |
| <p>4 3 P<br/>事業者としては、使用実績を表記した場合、数年ごとに包材を変更するためコストがかかる。また、包材 1 ロットが何年分にもなる商品があり、廃棄ロスが多く発生する。</p>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>                      |
| <p>4 3 P<br/>・実績・計画の設定期間の弾力化と、その根拠を製品ではなくウェブサイト等で情報提供するなどの手段も可能とする事を希望。<br/>・容器への実績及び計画の表示義務を無くし、包装容器の表示代替として、根拠データ及び計画書の保持の義務と、ホームページなどでの情報開示を義務とすることにしてほしい。</p> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。<br/><b>(提案事項)</b></p>    |
| <p>4 5 P<br/>1 つの商品が世に出るには発案から製造・出荷まで 1 年かかるものもある（日配の惣菜のように表示作成時＝販売時にはならない。）。表示作成時には「A 国、B 国」の計画で進めていたものが、容器包装が出来たあとに「C 国、D 国」に切り替えることになった場合どうしたらよいか。</p>         | <p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。過去実績に基づく表示から使用計画に基づく表示に変更があった場合は、新たな使用計画に基づいた表示に変更する必要があります。</p> |
| <p>4 5 P<br/>海外産乳調整品は価格変動が激しく、使用実績にかかわらず予告なく国産に変更になる可能性がある場合の表記例はどのように考えればよいか。</p>  | <p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。過去実績に基づく表示から使用計画に基づく表示に変更があった場合は、新たな使用計画に基づいた表示に変更する必要があります。</p> |
| <p>4 5 P<br/>過去の実績から「A 国又は B 国又はその他」と表示した場合、結果として実績がない国のみの産地原料を使用した場合、違反とはならないと考えてよいか。</p>  | <p>実績に基づく表示内容が実態と大きく乖離すると判明した時点において、新たに、使用計画に基づいた表示に変更する必要があります。</p>                          |
| <p>4 6 P<br/>商品（ギフト品などを含む）によっては、印刷包材が 1 年以上使用する場合があり、昨年の実績での産地表示をおこなうと、包材に無駄が生じる。</p>   | <p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p>   |

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| <p>46P<br/>使用計画に基づいて可能性表示をする場合、製造から1年を経過した場合であっても余剰包材在庫の在庫消化までの期間における使用を認めてほしい。</p> | <p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p> |
|---|-----------------------------------|

| 使用実績等の注意書きの記載方法   |  |
|---|--|
| <p>50P<br/>実績・計画の設定期間の弾力化とその根拠を製品ではなく、ウェブサイト等で情報提供する手段を認めてほしい。</p>  | <p>ウェブサイト等で情報提供する手段については、今後の課題とさせていただきます。<br/><b>(提案事項)</b></p>                            |
| <p>52P<br/>事業者が「計画に基づく表示」から「実績に基づく表示」に変更する際には、原料表示の実績が「計画」どおりであれば、そのままの表示を一定期間（実績に基づく表示の3年程度）継続可としてほしい。</p>                     | <p>計画と実績は期間の考え方も違うことから、実績による表示を行うのであれば実績に基づく表示である旨の表示を行ってください。</p>                         |
| <p>52P<br/>可能性表示する場合の使用実績に基づく期間使用割合の高いものから順に表示した旨の注意書きのうち、対象期間の情報については容器包装表示に限定せず、問合せの際に該当期間を回答する方法やウェブサイトなどによる公開方法も認めてほしい。</p> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。<br/><b>(提案事項)</b></p> |

| 製造地表示  |  |
|--|--|
| <p>54P<br/>・「国内製造」と表示する場合は、国産原料を使用していると誤認を招く可能性がある。<br/>・ソテーオニオンなども中国産玉ねぎを使用している国内加工のケースが高まる可能性あり。本来の目的からすると国内加工表示は疑問である。<br/>・避けたい原産国を意図的に「国内製造」として見せることが可能であり、消費者の表示制度への信頼低下や不安を増長することにつながる。</p> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>   |
| <p>55P<br/>製造地と原料原産地が混ざった表示では、正しく理解できない。<br/>(例：「みかん（国産）、りんご（ドイツ製造）」)<br/>・輸入農産物でも、一旦国内加工すれば国内製造と表示でき、国内産と誤認する可能性が高い。</p>  | <p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>   |
| <p>58P<br/>複合原材料で主原料が明確になっているもの（鶏から揚げ等）は複合原材料の表記は省略できることになっているが、鶏から揚げの鶏肉について原産国を表示したい場合どうすべきか。</p>   | <p>複合原材料で主原料が明確になっているもの（鶏から揚げ等）であっても、複合原材料中の特定の原材料のみを表示することはできません。したがって、「鶏から揚げ（鶏肉（アメリカ）、小麦粉、植物油、・・・）」という表示になります。</p> |

|  |   |
|--|---|
|  |   |
| 58P<br>輸入された冷凍の魚肉すり身は、中間加工原材料との認識でよいか。 | 魚肉のすり身については、魚以外の原料の使用の有無等の違いにより、生鮮食品となる場合と加工食品となる場合があります。 |

|  |   |
|--|---|
| 誤認防止策  |   |
| 59P<br>・重量割合が低い産地の原料について、5%未満というしぼりは使用実績を監視する労力を考えると負担が大きすぎる。<br>・常に不安定な要素を持っており、常に5%以下を確保すると原産地を特定するのが不可能となる。<br>・ルールを守ろうとすると消費者の選択を狭める「大括り表示」や「製造地表示」に誘導することになる。<br>・可能性表示等に対する「5%未満である旨」表示は、事業者の実行可能性の面からは、運用できない施策である。 | 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。 |
| 60P<br>表示に合わせて仕入先を限定・排除することになるのではないか。  | 原材料の使用実態に合わせて表示していただくことを想定しています。                                  |
| 60P<br>可能性表示に「5%未満」の表示はふさわしくない。具体的な数字を出すと、消費者はその数字を絶対的な事実と誤解する可能性がある。  | 「可能性表示」では、消費者が誤認しないよう、使用割合が5%未満の産地の後に括弧を付して「5%未満」等と表示する必要があります。   |

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| おにぎりのり   |                                |
| 61P<br>おにぎりのりが、個別に原料原産地の対象として義務付けられたことは高く評価する。（同意見 3012 件） | 御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。 |

|   |  |
|---|--|
| 経過措置の拡充   |  |
| 64P<br>・原料原産地対象商品が多く、調査・システム対応・切替えなどを段階的に交換する必要がある。<br>・現在、旧表示から新表示に徐々に切り替えているところであり、新たな表示事項の追加は、切替えを行った包材が無駄になり、経済的損失が大きい。 | 経過措置期間については、現在の改正案の更なる見直しが必要かも含め、消費者・食品事業者等多くの御意見を踏まえた上で、慎重に検討してまいります。 |

|   |  |
|---|--|
| 監視体制                                      |  |
| P69<br>突発的に表示された国からの原料の入手が困難になった場合、表示された産 | これまで地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としない |

|   |  |
|---|--|
| <p>地以外の原材料を使用しなければ製造できなくなる可能性がある。このような場合の救済措置（例えば表示反映するまでの猶予期間を設ける等）を検討してほしい。</p>   | <p>こととする対応を行っており、同様の対応が考えられます。また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾患の発生による輸入停止措置等が考えられます。ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。</p> |
| <p>7 1 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視体制が不十分な状態での複雑な制度導入はマイナス面が大きく、表示の裏付けとなる環境の整備を優先すべき。</li> <li>・</li> </ul> | <p>原料原産地表示制度の運用に当たっては、国及び都道府県等が、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に務めることとしています。</p>              |

|  |  |
|--|--|
| <p>普及・啓発</p>   |  |
| <p>7 2 P</p> <p>改正案の記載ルールは非常に複雑であるため、リーフレットやパンフレット配布、説明会実施だけでは全ての消費者に周知・理解させることは困難。</p>  | <p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p> |
| <p>7 3 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数年後に消費者の理解度を調査することを要望する。</li> </ul> <p>表示内容が消費者に理解してもらえるか、有益に感じる消費者はどのくらいいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示内容が消費者に理解してもらえるか、有益に感じる消費者はどのくらいいるか。</li> </ul> | <p>新たな食品表示制度がどれだけ消費者に理解されたか、継続的に消費者意向調査を実施し、理解度を調査・把握していく予定です。</p>   |
| <p>7 4 P</p> <p>今回の改正案では、同じ加工食品でも様々な表記がされる場合があり、消費者にとっては表示による比較が困難になる。</p>   | <p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>国際整合性</p>   |   |
| <p>7 5 P</p> <p>もともと国産振興を目的とした制度であり、国産、国内製造表示以外の商品が淘汰又は価格が低く抑えられる可能性がある。</p>                       | <p>原料原産地表示制度は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資することを目的とするものです。</p> |
| <p>7 6 P</p> <p>国産原料を中心とした産地に需要が固定されてしまうのではないかと。</p>   | <p>原料原産地表示制度は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資することを目的とするものです。</p> |
| <p>7 6 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際整合性について問題ないとしているが、そうでない部分があり、制度拡</li> </ul> | <p>T B T 協定にのっとり、W T O 通報等、適切な情報提供を行っています。</p>              |

|  |  |
|--|--|
| <p>大については慎重に検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の米政権がこのような非関税障壁の導入を容認するとは思えない。</li> <li>・改正案は、WTO の国際貿易ルールに反するものであるので撤回すべきである。</li> </ul> <p>「韓国の制度が問題とならなかった」というのは争点化していない事例を取り上げているので妥当である根拠にならない。米国とカナダの間での争いとなった「COOL」こそ検討すべき対象である。</p> |  |
|--|--|

| 表示方法の拡大   |  |
|---|--|
| <p>P 7 6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料原産地表示について、インターネット又はQRコード又はお客様相談室等への問合せで回答する方法も可能とするべき。</li> <li>・原料原産地のように安全性に関わらないものについては、知りたい人がQRコードやお客様相談室を利用することで情報伝達可能である。</li> </ul> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |
| <p>7 7 P</p> <p>メーカーのホームページ等で原産国情報があるのに、パッケージ表示が必要なのか。</p>  | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |

| 見やすい表示  |   |
|---|---|
| <p>7 8 P</p> <p>本当に知りたい情報だけを簡潔に記載することが、消費者のためである。</p>             | <p>今まで対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとってはメリットが大きいと考えています。</p> |
| <p>7 8 P</p> <p>表示の「見やすさ」、「分かりやすさ」、消費者の「比べやすさ」を念頭に表示方法を検討すべき。</p> | <p>アレルギー表示など安全性に係る表示が見にくならないよう、今後、Q &amp; A 等を作成する際の参考とさせていただきます。</p>     |

| 見直し規定                                    |  |
|--|--|
| <p>一定期間経過後の制度の見直しを食品表示基準の中に規定することを要望</p> | <p>新たな原料原産地表示制度については、今後もモニタリングを行い実態を把握・検証し、その結果を踏まえ、必要があれば制度の見直しをしていくこととしています。</p> |

| 包材ロス  |  |
|---|--|
| <p>8 4 P</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改版が前提の改正案は、資材のロスなど環境的にも理解できない制度。</li> <li>・包材の切替え頻度が多くなり、業者の負担が増える。また、包材の廃棄等を</li> </ul> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>考えるとエコではないことから、義務表示は適切な方法ではない。</p>  |  |
| <p>84P<br/>突発的な事態が生じ、表示していない原材料を使わざるを得ない場合は、改版する必要がある。容器包装を印刷している場合の改版は数か月を要し、そこまで臨機応変に対応できず、大量の包材ロスや欠品を招きかねない。柔軟な対応を望む。</p> | <p>これまで地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、同様の対応が考えられます。<br/>また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられます。<br/>ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 清涼飲料水表示   |  |
| <p>86P<br/>清涼飲料水は果糖ブドウ糖液糖が第一になることが多い。しかし果糖ブドウ糖液糖は製造地、加工地ともに固定することはせず、時期によってもっとも低コストで安定した調達ができるところから購買している。そもそも液体はタンク内で混ざる。よって、表示は（国内又は外国）とせざるを得ない。こんないい加減な表示は誰の得にもならない。</p> | <p>「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 弁当・惣菜   |  |
| <p>87P<br/>バター液漬けされた鶏唐揚げを購入し自社で調理（揚げる）してお弁当にした場合で、ご飯よりも唐揚げの方が多（原料原産地表示必要）場合に、バター液漬け鶏唐揚げの加工地を記載することでよいか。今後のQ &amp; Aなどで示してほしい。</p> | <p>適切に原材料名表示した上で、それに対応させて、原料原産地名を表示してください。</p> |

※消費者庁作成「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果について（概要）」より日本生協連抜粋